平成３０年（フ）第２３９号
愛知県春日井市朝宮町２丁目16番地４　アメニティー天狗松Ｂ棟101号
債務者　対馬多津代
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３４４号
熊本県山鹿市鹿本町来民1520番地、申立時の住所愛知県大府市若草町２丁目90番地　サンコスモ若草102号
債務者　宮本　宏志
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６１４号
名古屋市千種区今池３丁目４番18号　宝今池ハイツ407号
債務者　久保田　稔
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３３号
山口県光市島田２丁目21番19号
債務者　竹重　幸子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３５号
山口県周南市大字久米402番地の５ビッグベンＢ一205号
債務者　平野　洋三
1　決定年月日時　平成30年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月４日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第４８７号
名古屋市中村区稲葉地町７丁目41番地　ハッピーサークル301号
債務者　小川　　恵（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２２８号
静岡県浜松市西区志都呂２丁目８番33号レイクウイン202、前住所静岡県浜松市中区寺島町17番地　フレクション浜松627
債務者　向井ありさ（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２２９号
静岡県浜松市天竜区山東2608番地
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２３７号
静岡県湖西市鷲津983番地の３　フレンズセドリック102
債務者　藤森　雅紀
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
栃木県栃木市大久保町283番地、従前の住所栃木県栃木市大町22番52号　Ｙ．Ｍソレイユ402
債務者　田村　雄基
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第３６０８号
東京都江戸川区平井７丁目16―20　三恵ハイツＢ105
債務者　實平隆太朗
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６６８号
埼玉県所沢市喜多町６―13―201
債務者　徳丸あす美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７４８号
東京都中野区中央４丁目40―７―502
債務者　松平　将之
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７６５号
東京都足立区東和５丁目15―５―103
債務者　青木　　豊
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７６８号
東京都目黒区中央町２丁目８―７―305
債務者　伊藤　笑子
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部